

インターハイ・全国選抜大会で着用できるウェアの表示について

(公財)全国高体連バドミントン専門部

2026年度より、(公財)日本バドミントン協会大会運営規程の改訂に伴い、標記大会で着用するウェアの背面・前面等の表示についても、専門部独自の申し合わせ事項を一部改訂しました。ウェアに新規プリントをする際は、大会運営規程を基本とし、特に申し合わせ事項について十分ご注意ください。もし、判断がつかない場合は、作成前に所属する全国高体連バドミントン専門部各ブロック長に確認をとってください。

大会運営規程第24条	全国高体連バドミントン専門部申し合わせ
<p>(1) ウェア（上衣）の背面には、上部より3箇所までの文字列の表示と、中央部に背番号の表示、下部に広告帯の表示を認める。なお、文字列と背番号の色は単一色ですべて同色とする。</p> <p>①文字列各行の大きさは、それぞれ高さ6cm～10cm、横30cm以内とし、プレーヤー名、チーム名、スポンサー名、都道府県名等を水平表示するものとする。ただし、プレーヤー名とチーム名など、異なる項目を同一箇所に表示することはできない。また、文字列にはロゴを含まないものとする。ただし、当該3箇所のうち最下段には、広告帯の表示を認める。広告帯の表示はチーム名・スポンサー名や広告のいずれかを表示することができる。（広告帯にはチーム名、スポンサー名、広告に連動したロゴを含めてもよい。）また、広告帯は装飾文字を使用してもよく、単一色と限定しない。</p> <p>②プレーヤー名、チーム名等の表示が高さ6cm～10cm、横30cm以内の範囲に一行で表示ができない場合は複数行になっても構わない。なお、その場合でも表示された複数行の文字列の高さの合計は6cm～10cmとする。</p> <p>③背番号を表示する場合は、文字列の下中央部に表示するものとし、大きさは高さ15cm以内、一桁横7cm以内とし、二桁以内とする。なお、キャプテンマーク（アンダーバー）を表示する場合は、その範囲内とする。</p> <p>④文字列、背番号は視認性の高い文字（楷書体・明朝体またはゴシック体のような文字）、数字（算用数字）を使用し、文字、数字の色は上衣背面の文字列、背番号表示部分の色と明確に区別できる色とする。</p> <p>⑤下部の広告帯の表示は、高さ10cm、横40cmの範囲内に収まるものとする。</p> <p>⑥視認性に疑義が生じた場合、当該大会終了後、レフェリーは本会（事業本部）にその事案を報告し、本会にて別に定める基準にて判断し、その結果を当該関係者に通知する。</p>	<p>※ 文字列は日本文字を使い2行までで、上段に学校名、下段に都道府県名とする。</p> <p>※ 背番号は無しとする</p>

<p>(2) ウェア（上衣）の前面には、広告帯の表示と、前番号の表示を認める。</p> <p>① 広告帯の表示は、高さ10cm、横40cmの範囲内に収まるものとする。</p> <p>② 前番号はウェア（上衣）前面の胸下に背番号と同一番号をつけるものとする。大きさは高さ8cm以内、一桁横4cm以内とし、二桁以内とする。なお、キャプテンマーク（アンダーバー）を表示する場合は、その範囲内とする。</p>	<p>※ 高校生が広告媒体となることはふさわしくないとの理由から、スポンサー名は禁止し（高体連競技者規程より）、学校名、または学校名の一般的略称に限る。文字列に校章を含めてもよい。</p> <p>※ 前番号は背番号と同一番号であり、背番号が無いので前番号もなし</p>
<p>(3) ウェア（上衣）には、左袖、右袖、左肩、右肩、左襟、右襟（襟のない場合は襟にあたる位置）、左胸、右胸、胸中央の9カ所に、製造メーカー ロゴを含め広告等を表示することができる。ただし、1カ所に表示できるものは1つまでとし、1つの表示の大きさは20cm²以内（1つだけは50cm²以内でも可）とする。</p> <p>広告等とは、スポンサー ロゴ、スポンサー名、チームロゴ、チーム名、都道府県名、ブランド名等である。</p>	
<p>(4) プレーヤーのショートパンツ、スカート、ワンピース、の前面底部に、ロングパンツは前面の太もも上部に相当する高さ、製造メーカーロゴを含め広告等を左右それぞれ2つまで表示することができる。1つの表示の大きさは20cm²以内とする。番号を表示する場合、背番号と同一番号とする。なお、キャプテンマーク（アンダーバー）も表示する場合は、その範囲内とする。</p>	<p>※ スポンサーロゴは禁止とする。</p>
<p>(5) 各ソックス（対の一つ）には製造メーカーロゴを含め広告等を2つまで表示することができる。1つの表示の大きさは20cm²以内とする。プレーヤーがソックスに加え、圧縮／サポートソックス等を着用する場合には各脚／足には合計2つまで製造メーカーロゴを含め広告等を表示することができる。（サポータなどの医療用具の製造メーカーロゴはその数に入れない）</p>	<p>※ 校章の表示は認める。</p>
<p>(6) プレーヤーのアンダーウェア、リストバンド、バンダナ、サポータなどの医療用具に製造メーカーロゴを含め広告等を1つまで表示することができる。（番号の場合、背番号と同一番号とする）その表示の大きさは20cm²以内とする。アンダーウェア(上衣)、リストバンド、サポータなどの医療用具に1つまでのスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名、背番号と同じ番号を表示することができる。</p>	

<p>(7) 本会または、8連盟および各都道府県協会主催の大会については、上記[1]～[6]の規定内で各大会独自の表示規定を定めることができる。</p>	
<p>(8) プレーヤーまたはコーチは、違法で、中傷的で、または私的な商業的意味を持つ入れ墨や、ペイント、写し絵、その他それらに類似したものを着衣以外でも表示してはいけない。あるいは独断的で政治的または宗教的な主張の強い意図のあるメッセージなどの表示も同様である。</p>	
<p>(9) 機能性表示(10cm²以内)は広告等の数に含まず3つまでとし、表示場所は指定しない。</p>	
<p>(10) 本会は、広告を禁止する項目を別途定めることができる。</p>	

令和8年6月1日

